

【史料①本文】

借用申金子證文之事

一、金子拾五兩壹分

右之金子、當座請取借用申所、実正也。

此金之義ハ何時成共貴殿御入用次第、急度

御返済可レ申候。若シ其節相滞リ候ハ、我等持高

字名加屋戸上判、大麦二斗蒔之所、四方上木共

質物書入申候。猶又万一差滞リ候ハ、右畑我等

加判者、畑引請金子二而急度御返済可レ申候。

其節少茂違儀申間敷候。為ニ後日一、仍而

證文如レ件。

借用人

徳左衛門

享和三年亥十一月

證人 三郎右衛門

同郡大田部村

弁之助殿

【史料①読み下し】

借用申す金子證文の事

一、金子拾五兩壹分

右の金子、當座請け取り借用申す所、実正なり。

此の金の義は何時成る共貴殿御入用次第、急度

御返済申すべく候。若し其の節相ひ滞り候はば、我等持高

字名加屋戸上判、大麦二斗蒔の所、四方上木共

質物書き入れ申し候。猶ほ又た万一差し滞り候はば、右畑我等

加判者、畑引き請け金子にて急度御返済申すべく候。

其の節少しも違儀申す間敷く候。後日の為め、仍って

證文件の如し。

借用人

徳左衛門

享和三年亥十一月

證人 三郎右衛門

同郡大田部村

弁之助殿

【史料②本文】

借用申金子証文之事

借用人 何兵衛

一、金子 同 何右衛門

右之金子、当座ニ請取借用申処、実正也。此金返  
濟之儀ハ、来ル十月廿五日ニ金貳兩貳分、来亥ノ四月五日ニ  
金貳兩貳分宛と相定メ、年々拾四ヶ年之内ニ元金急  
度相済可レ申候。若其時相滞候ハ、我等持高何と  
申処、何之畠、大麦五斗蒔并何右衛門持大麦五斗蒔  
之処、加判人之もの右之畠引請自作仕り、金子ニ而  
急度年々返済可レ仕候。其節少も違儀申間  
鋪候。為ニ後日一、仍而借用證文如レ件

何支配所何州何郡何村

年号月日

借用人 何郎

証人 何左衛門

親類 何郎

五人組 何左衛門

右之畠、先判出入ハ不<sub>レ</sub>及ニ申ニ一此畠ニ付、少も構人無ニ御座一候。  
為ニ後日一、村役人之奥印証文如レ件 名主 何右衛門

大田部村名主

組頭 何八

弁之助参ル

【史料②読み下し】

借用申す金子証文の事

借用人 何兵衛

一、金子 同 何右衛門

右の金子、当座に請け取とり借用申す処、実正なり。此の金返  
濟の儀は、来る十月廿五日に金貳兩貳分、来る亥の四月五日に  
金貳兩貳分宛つと相ひ定め、年々拾四ヶ年の内に元金急  
度相い済まし申すべく候。若し其の時相ひ滞り候はば、我等持高何と  
申す処、何の畠、大麦五斗蒔并びに何右衛門持大麦五斗蒔  
の処、加判人のもの右の畠引き請け自作仕り、金子にて  
急度年々返済仕るべく候。其の節少も違儀申す間  
鋪候。後日の為め、仍って借用證文の如し

何支配所何州何郡何村

年号月日

借用人 何郎

証人 何左衛門

親類 何郎

五人組 何左衛門

右の畠、先判（般）出入りは申すに及ばず、此の畠に付き、少しも構人御座無  
く候。

後日の為め、村役人の奥印証文の如し

名主 何右衛門

大田部村名主

組頭 何八

弁之助参ル